

CAPOSA INVESTMENTS, S.A.

及び

GRUPO ERIK EDITORES, S.L.

間の

和解契約

和解契約

バルセロナ市、2019年12月2日

一方に、

CAPOSA INVESTMENTS, S.A. (納税者識別番号：A-08052292、住所：スペイン国 Avda. Arraona, 120-124, 08210, Barbera Del Valles, Barcelona、本契約締結行為における代表者：代理人、国民身分証第 38103530M 号を所持する **Jaume Girbau** 氏) (「**CAPOSA**」)

もう一方に、

GRUPO ERIK EDITORES, S.L. (納税者識別番号[x]、住所：スペイン国[x]、本契約締結行為における代表者：[x]として国民身分証第[x]号を所持する[x]氏 (「**GRUPO ERIK**」))

以下、調印を行う両者を合わせて「両当事者」と称す。

が同席し、本契約書を締結するのに必要な十分な法的能力を有することを相互に認め、以下のことを表明する。

前文

- I. **CAPOSA** は、子会社 **MIQUEL-RIUS 1839, S.A.** (「**MIQUELRIUS**」) を介して、日本の有名メーカー **IWAKO** の消しゴムを市場で販売し、**MIQUELRIUS** がスペイン及びアンドラにおける特約販売店となっている。これらの製品は、数々の登録共同体意匠、及び知的財産権により保護されている(「**IWAKO** 意匠」)。附属書 1 に本合意書締結時点における登録共同体意匠のリストを添付する。
- II. **GRUPO ERIK** は、2017年にいくつかの **IWAKO** 意匠権を侵害する消しゴムを販売した。
- III. 2017年4月21日、**MIQUELRIUS** は **GRUPO ERIK** に違反行為を中止する等の要請を含めた書簡を送付した。**GRUPO ERIK** は、2017年7月1日に法定代理人を通じて **MIQUELRIUS** 宛てに電子メールを送付し、販売を中止する旨の約束をした。

- IV. 2019年、CAPOSAは、GRUPO ERIKが再度IWAKO意匠権を侵害する新製品を販売している事実を把握したため、2019年7月31日、改めてGRUPO ERIKに対しIWAKO意匠権を侵害する製品の販売を中止する旨を、その他の要請事項とともに要請した。
- V. 具体的に、GRUPO ERIKは、2017年7月1日から本契約締結時までの期間にスペイン国内でIWAKO意匠を侵害する25種以上の消しゴム（以下「不正商品」）を販売したことを認めた。ただし、これにより、今後、及び偶発的に検証される事実に影響することはない。附属書 2に不正商品の写真を添付する。
- VI. 上記の要請の結果、両者間に発生した論争を友好的に解決すべく、両当事者間で交渉を開始した。

以上に鑑みて、両当事者は、以下の条項に則る本和解契約（以下「契約」）を締結することに合意した。

条項

1. 契約の目的

契約は、両当事者の権利、公正な競争と市場の透明性を尊重すべく、本契約書前文に掲げた事実に関連して発生した紛争について、両当事者間で司法外の和解に達し、両当事者ですべての見解の相違を終結させるための約束事項を定めることを目的とする。

2. GRUPO ERIKの約束事項

- 2.1 GRUPO ERIKは、IWAKO意匠の特約販売店であるMiquel-Rius 1839, S.A.の知的財産権及び工業所有権を認め、その事実を認識すること、それら権利が効力を有する期間、それを尊重する義務を負うことを宣言する。
- 2.2 GRUPO ERIKは、それらの権利の効力が継続する期間、CAPOSAの明確かつ書面による許可なく、将来、直接的又は間接的にIWAKO意匠を使用しないことを約束する。
- 2.3 GRUPO ERIKは、いかなる形態においても、不正商品及び／又はIWAKO意匠を侵害する、又は混同を生じる、あるいはこれを彷彿させるようなその他のいかなる製品についても、その販売、又は供給を直ちに中止し、将来これを再開しないことを約束する。
- 2.4 GRUPO ERIKは、不正商品の販売から手を引き、在庫として残っている不正商品を全て破壊することを約束する。破壊作業が終了した後、GRUPO ERIKは、CAPOSAに破壊証明書を提出しなければならない。
- 2.5 GRUPO ERIKは、施設、ハードコピー及びホームページ上のカタログ、及びGRUPO ERIKが運営するすべてのソーシャルネットワークから不正商品の画像を消去することを約束する。

2.6 GRUPO ERIK は、契約締結後 7 日以内に全ての顧客及び販売店から全ての不正商品の在庫品を回収することを約束する。さらに、GRUPO ERIK は、契約締結時から起算して 7 日以降に画像が残らないように、顧客、及び販売店のホームページから直ちに不正商品の画像を消去するよう要請することを約束する。

2.7 契約締結から 7 日以降も、CAPOSA が例外的に市場において不正商品が第三者から供給されていることを発見した場合、GRUPO ERIK に通知し、GRUPO ERIK は不正商品を再購入し、CAPOSA から通知を受領してから 3 営業日以内に市場から回収することを約束する。

3. CAPOSA の約束事項

3.1 不正商品の製造及び販売に関連し、CAPOSA は、GRUPO ERIK が第 2 条項を履行する前に GRUPO ERIK に対する法的行為を開始しないことを約束する。

4. 費用

当事者各人は、本紛争に関連してそれぞれに発生した法的費用を負担することとする。

5. 地理的適用範囲

本契約の地理的適用範囲は、全世界とする。

6. 通知

必要に応じて、両当事者間の全ての通知は、書面にておこなうこととし、受領印を要する書留にて両当事者がそれぞれ本社を有する住所に送付する、あるいはそれぞれ以下の電子メールアドレスに送付する。

CAPOSA :	GRUPO ERIK :
<i>Jaume Girbau</i>	[住所]
<i>Av.Arraona, 120-124</i>	[電子メール]
<i>08210-Barberà del Vallès</i>	
<i>jgirbau@apli.com</i>	

7. 守秘義務

- 7.1 両当事者は、本契約の内容、及び内容に関連するいかなる情報（「情報」）もすべて機密情報とすることに合意する。
- 7.2 両当事者は、広義の意味において、もう一方の書面による事前の同意がない限り、情報を開示せず、守秘義務を負うことを約束する。
- 7.3 本守秘義務は、本契約に関連して本契約署名前に両当事者間で取り交わした全ての通信文についても遡及的に適用される。
- 7.4 本義務は、両当事者の法人、情報の全部又は一部にアクセスする、その子会社、支店、被投資会社又は関連会社、さらにすべての協賛社、正社員・一時雇用を含む労働者に適用され、これらを拘束する。
- 7.5 次の各号に掲げる状況に該当する場合に限り、両当事者はここで定められる守秘義務制度を遵守する義務を免れる。
- a) 両当事者が書面にて明確に情報の一部又は全部の開示に合意した場合。
 - b) 継続中の訴訟手続のなかで情報開示が必要とされ、司法当局に報告する必要がある場合。
 - c) 本契約締結日以前に公表又は開示された情報に関連する場合。
 - d) いずれか一方の当事者の守秘義務の不遵守以外の原因により公にされていた場合。
- 7.6 本守秘義務は、両当事者間の本契約締結日から発効し、前 a、b、c 項に定めたいずれかの要因に拠る場合を除き、無期限で効力を維持する。

8. 義務の不履行

- 8.1 GRUPO ERIK による本契約に含まれる義務の不遵守は、いかなるものも、不遵守が CAPOSA の要求を満たす是正がなされるまでの間、違約金として 1 日当たり 500 ユーロの支払いを請求する CAPOSA の権利を合法化する。また、これにより不遵守に伴う責任、賠償要求及び法的行為を免れることはない。
- 8.2 本契約の義務の遵守を請求する CAPOSA の手続きが遅延した場合も、CAPOSA の権利が損なわれることはない。また、CAPOSA の遵守を請求する権利を放棄したことにはならない。

9. 準拠法及び管轄

- 9.1 本契約は、スペインの国内法に準拠する。

9.2 本契約に関連して生じた紛争はいかなるものも、バルセロナ裁判所を専属的管轄裁判所とする。

10. データの保護

10.1 両当事者は、データ保護に関して適用される法規定、とりわけ、個人データの取扱いと関連する自然人の保護、及び個人データの自由な移転に関する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679、及び、適用しうる全て、及びそれぞれのデータ保護に関する法律と施行規則に則り、本契約で定められた権利と義務を遵守することを約束する。

10.2 両当事者は、本契約の署名者に対し、本契約の維持と履行を目的として署名者の個人データが使用されることを報告する。契約が効力を有する間、そのデータは継続して取り扱われ、契約期間満了後も、苦情の申し立て、行使、又は擁護、及び／又は適用法規が要求、又は認める場合、継続して取り扱われる。署名者の情報は、CAPOSA グループを構成する企業に移転することができる。

10.3 適用される法律で定められる条件に従い、署名者は、アクセス、訂正、取扱いへの異議、消去、ポータビリティ、取扱いの制限の権利を行使することができる。そのためには、書面にて契約書冒頭に示す住所、又は下記の電子メールアドレスに、本人の DNI の写しを添付し、行使したい権利の内容を記載する。

CAPOSA : mjramos@apli.com

GRUPO ERIK : [データ保護権の行使に用いられる電子メール]

10.4 さらに、署名者は、スペイン個人情報保護庁に苦情を申し立てる権利を有する。

11. 最終規定

11.1 両当事者は将来、IWAKO 意匠に関連し、いかなる紛争も回避するよう協力することに合意する。

11.2 本契約のいずれかの条項（全部またはその一部）がいずれかの所轄当局に無効又は法的強制力のないものと見なされたとき、無効又は法的強制力がないとされる当該の条項又はその一部は本契約の一部を構成しないと解釈されるが、その場合もかかる条項又は契約の残りの部分はなお十分な効力を持ち続ける。

上記契約締結の証として、冒頭の場所及び日付において本書 2 通に署名し、各自その 1 通を保有する。

GRUPO ERIK EDITORES, S.A.

CAPOSA INVESTMENTS, S.A.

署名 : _____

署 名 : _____

D. [•]

D. Jaume Girbau

WORLD

附属書 1

契約締結時点の登録共同体意匠リスト

Copyright © 2023

附属書 2

不正商品の写真

